

第5期朝日町障がい福祉計画
第1期朝日町障がい児福祉計画

平成30年3月

山形県 朝日町

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 計画に係る法令の根拠	
2 計画策定の趣旨	
3 基本的理念	
4 計画の目的及び特色	
5 計画の位置付け	
6 障がい福祉計画の期間	
第2章 平成32年度の数値目標の設定・・・・・・・・・・	5
1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標	
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	
3 障がい者の地域生活の支援に係る目標	
4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標	
5 障害児支援の提供体制の整備に係る目標	
第3章 入所から地域生活への移行等に係る事項 (各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの 必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策)・・・・・・・・	8
1 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に 関する考え方	
2 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な 量の見込み	
3 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な 見込量の確保のための方策	
4 精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量	

第4章 障がい児支援の提供体制に係る事項

(各年度における障がい児支援の種類ごとの必要な量の
見込み及びその見込量の確保のための方策) 13

- 1 障がい児支援の種類ごとの実施に関する考え方
- 2 障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

第5章 朝日町の地域生活支援事業の実施に関する事項 15

- 1 地域生活支援事業の実施に関する考え方
- 2 地域生活支援事業の内容及び量の見込み
- 3 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

第6章 計画達成状況の点検及び評価 20

第1章 計画策定にあたって

1 計画に係る法令の根拠

朝日町障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第88条の規定に基づき策定される計画です。また、朝日町障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の規定に基づき新たに策定される計画です。朝日町ではこれら2つの計画を一体のものとして策定します。

2 計画策定の趣旨

障がい保健福祉施策については、平成15年4月に「措置制度」から利用者自らが必要なサービスを選択、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」へ移行し、サービスの拡充が図られてきました。そして平成18年に障害者自立支援法が施行され負担能力に応じた原則1割の利用者負担の変更や、新たな障がい者の範囲の見直しなど一部法改正を経て、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。この法律により身体障がい、知的障がい、精神障がいの方のほかに、これまで制度の谷間となっていた難病患者の方も支援の対象となりました。また、最近では発達障がいや医療的ケアを必要とするなど多様な障がいを持つ方々への支援の要請も高まりつつあり、保健・医療・福祉の連携による支援の体制が必要となってきました。この計画は、『障がいの有無や障がいの種別に関わらず、一人ひとりが互いにその人格と個性を尊重し、快適な生活をおくることのできる地域社会の実現』を目指し、利用者にとって最も身近な市町村において、利用者が自立した地域生活をおくる上で必要とするサービス等の提供体制の確保が計画的かつ円滑に行われるよう策定するものです。

3 基本的理念

- (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい福祉サービスの地域間格差の解消
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4 計画の目的及び特色

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的かつ円滑に行われるよう指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方に配慮しつつ、地域の実情に合わせた数値目標を設定し、計画的な整備を行っていきます。

計画において「障がい者」とは年齢に関わりなく身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上の障がいを有する方で、長期にわたり生活上の支障を持つ方とします。

また、計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものとしします。

5 計画の位置付け

この計画では、町の指針である「第6次朝日町総合発展計画」の基本目標の一つとして掲げる『いつまでも健康に暮らせる、思いやりあふれるまち』を基盤に、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重しあい共生する社会を構築するため、障がいのある方もそうでない方も仕事や生きがいを持ち、住み慣れた地域の中で活躍できることを目標とします。また「第4期朝日町障がい者福祉計画」も踏まえ、朝日町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画とします。

6 障がい福祉計画の期間

計画は、平成30年度から平成32年度の3年間とします。

第2章 平成32年度の数値目標の設定

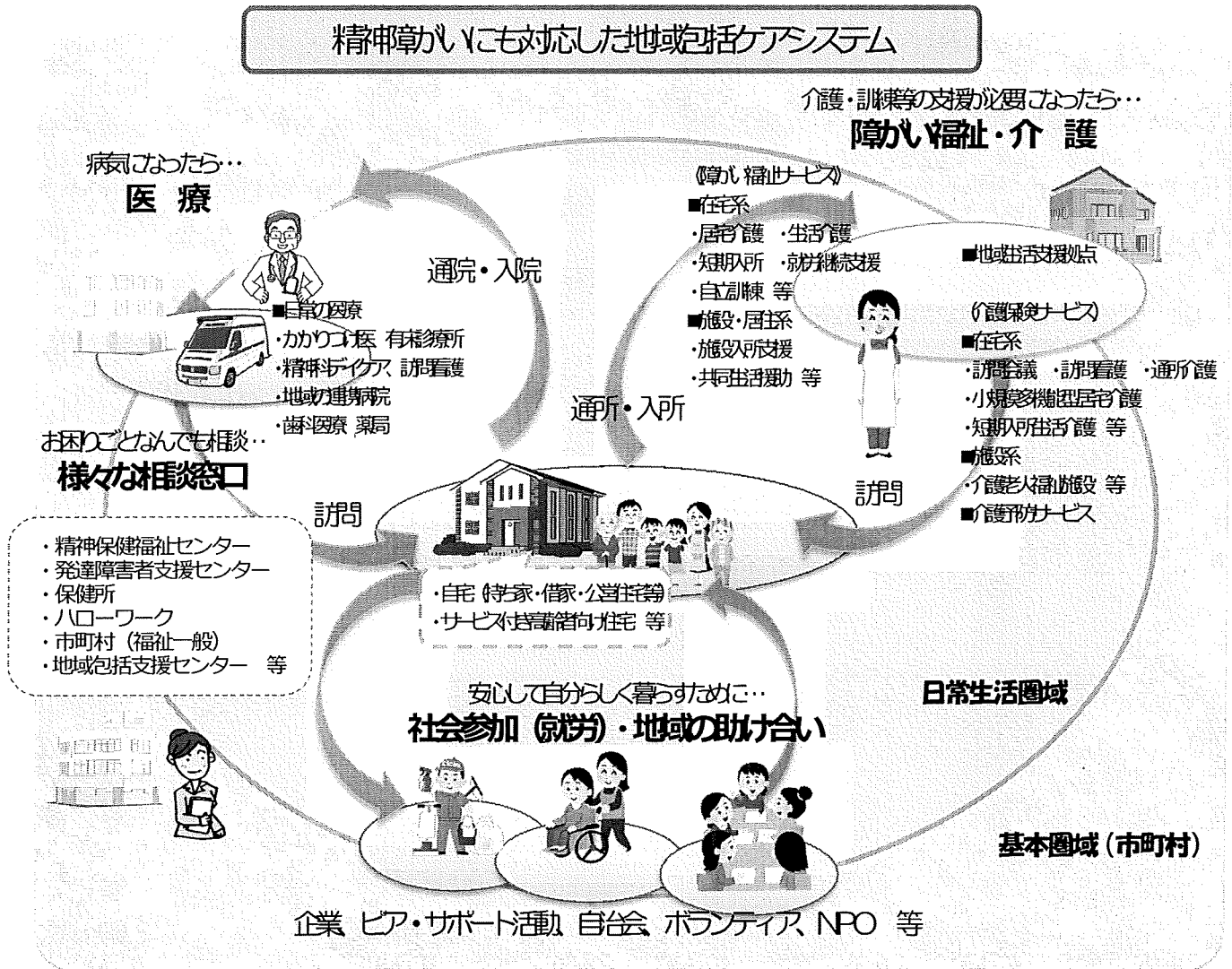
1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

入所施設の現入所者(平成28年3月31日に利用している者)について、平成32年度末までに入所者17人中、2人が地域生活に移行することを目指すとともに、平成32年度末時点の施設入所者数を、16人にすることを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
現時点の施設入所者数(A)	17 人	平成 28 年度末の施設入所者数
目標年度施設入所者数(B)	16 人	平成 32 年度末時点の利用人員
【目標値】施設入所者の削減数(A －B) $((A-B)) / (A)$	1 人 (5.88%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行数(C) $(C) / (A)$	2 人 (11.8%)	施設入所者からグループホーム等へ移行した者の数

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を西村山地域で連携して設置することを目標とします。



3 障がい者の地域生活の支援に係る目標

障がい者の地域生活を支援する機能(相談や緊急時の対応等)の集約等を行う拠点等について、西村山地域で連携して1箇所を整備することを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	平成32年度末の数

4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数を2人以上とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を3人以上とします。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2人	平成32年度において施設を退所し、一般就労する者の数
現在の就労移行支援事業の利用者数	2人	平成28年度末の利用者数
【目標値】目標年度末における就労移行支援事業利用者数	3人	平成32年度末の利用者数
就労定着支援による職場定着率	80%	支援開始1年後の利用者の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備に係る目標

障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を目指すため、西村山地域で児童発達支援センターを1箇所整備することを目標とします。また、西村山地域で連携して、医療的ニーズの高い重症心身障害児が、身近な地域で支援が受けられるような児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の設置、日常的に医療的ケアが必要とされる医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1箇所	平成32年度末の数
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の設置	1箇所	平成32年度末の数
医療的ケア児を支援するための協議の場の設置		平成30年度末までに設置

第3章 入所から地域生活への移行等に係る事項

(各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策と精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量について)

1 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方

(1) 地域生活において必要な訪問系サービスの充実

障がい者等が地域で自立した生活をしていくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の各サービス）については、障がいの種別に関わりなく、サービスを充実していきます。

また、今後想定されるニーズに応じたサービスが受けられるよう町内外の関係機関との調整を図り、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所の各サービス）については、サービス提供事業者の把握に努めます。

また、障がい者が希望及び必要とするサービスが受けられるよう、当該事業者と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行の推進

日中活動として自立訓練等のサービスと居住の場としてグループホーム及び福祉ホームについては、福祉施設入所や病院の入院から地域生活への移行を進めるために、利用の促進を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等については、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるために、労働関係機関と連携を図りながら、その利用を推進します。

(5) 相談支援の提供体制の確保

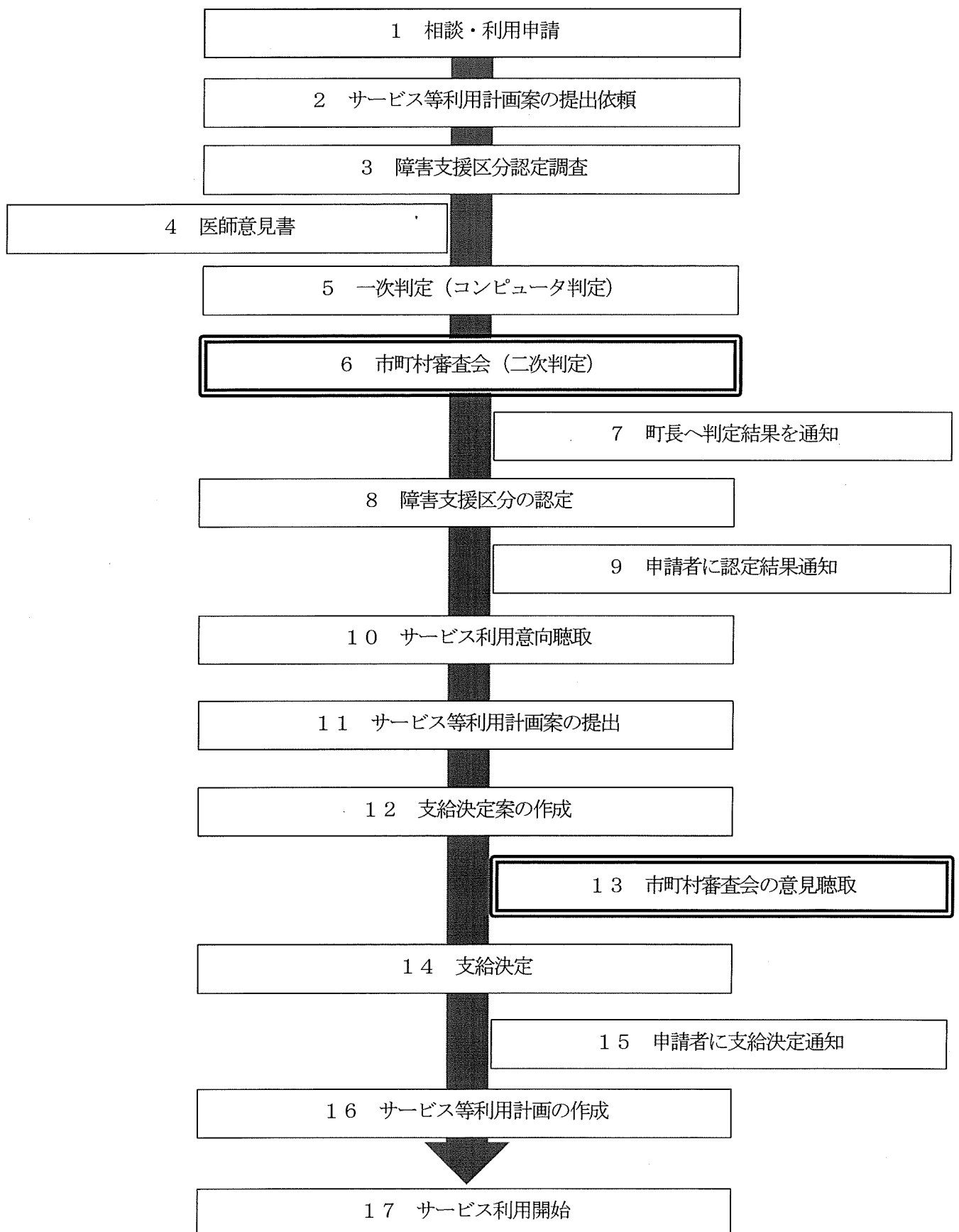
障がい者、特に重度の障がい者が、地域において自立した日常生活を営むために必要な障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の整備を図る。

また、事業者等の関係機関からなる地域自立支援協議会を設置し、ネットワークの構築を進め、相談支援をより効果的に実施します。

■サービスの内容（地域生活支援事業を除く）

サービスの種類	サービスの内容
居 宅 介 護	自宅において入浴、排せつ、食事等の介護をおこないます。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の支援などを総合的におこないます。
同 行 援 護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている方が活動する時に、危険を回避するなどのため、必要な支援や外出の支援をおこないます。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等の複数サービスを包括的に提供します。
短 期 入 所 （ ショートステイ ）	自宅で介護している方が急病の時など、夜間を含めた短期間に施設において入浴、排せつ、食事等の介護をおこないます。
療 養 介 護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等のサービスを提供します。
生 活 介 護	常に介護を必要とする方に、施設において昼の間、入浴、排せつ、食事等の介護をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護をおこないます。
自 立 訓 練 （ 機能訓練・生活訓練 ）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練をおこないます。
就 労 移 行 支 援	民間企業等への就労を希望する方に、一定期間において、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練をおこないます。
就 労 継 続 支 援 （ A型・B型 ）	民間企業等での就労が困難な就労希望者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練をおこないます。
就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した方の環境変化等に伴い生じる生活面の課題について、就労を継続できるよう訪問や来所により相談、助言をおこないます。
共 同 生 活 援 助	夜間や休日において、共同生活をおこなう住居で、相談や日常生活の援助をおこないます。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
自 立 生 活 援 助	一人暮らしを希望する方が安全・安心に生活できるよう、一定期間にわたり定期的な訪問や相談をおこないます。
計 画 相 談 支 援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地 域 移 行 支 援	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を行います。

■サービス支給決定までの基本的な流れ



2 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(1) 訪問系サービスの見込量

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障がい者等包括支援」に分類される訪問系サービスの推計については、現在の利用状況を勘案して推計。

(1ヶ月あたりの延利用時間数)

サービス種別	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援	13 人	13 人	15 人	21 人
	115 時間	120 時間	128 時間	206 時間

(2) 日中活動系サービスの見込量

「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所」に分類される日中活動系サービスの推計については、現在の利用者の状況を踏まえて推計。

(1ヶ月あたりの延利用日数)

サービス種別	単位	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	人	16	16	16	15
	人日分	310	306	296	286
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	1	1
	人日分	0	0	10	17
自立訓練(生活訓練)	人	0	0	1	2
	人日分	0	0	10	20
就労移行支援	人	2	1	1	2
	人日分	13	22	22	32
就労継続支援(A型)	人	10	11	12	15
	人日分	192	246	262	297
就労継続支援(B型)	人	13	13	15	15
	人日分	220	291	314	330
就労定着支援	人		0	0	1
	人日分		0	0	30
療養介護	人	4	4	4	4
	人日分	124	124	128	124
短期入所	人	3	3	4	7
	人日分	6	16	17	35

(※) 『人日分』・・・「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

(3) 居住系サービスの見込量

「自立生活援助」、「共同生活援助」、「施設入所支援」に分類される居住系サービスの推計については、現在の利用者の状況等を勘案し推計。

(1ヶ月あたりの利用人数)

(人分/月)

サービス種別	29年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助		0	2	3
共同生活援助	10	10	11	12
施設入所支援	18	17	17	16

(4) 計画相談支援の充実

「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」については、現在の利用者数と今後の利用者を考慮し推計。

原則として、全ての障がい福祉サービス利用者が計画相談支援の対象者となります。

(1年あたりの利用人数)

(人分/年)

サービス種別	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	100	102	110	120
地域移行支援	0	0	6	12
地域定着支援	0	0	6	12

3 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の事業を行なっている事業所、行う意向を有する事業所を把握し、情報提供等を行うことにより多様な事業者の参入を促進します。在宅の利用者とその家族の高齢化が進んでいることを背景に利用者及び利用時間の増加が見込まれることから、さらなる提供体制の確保に努めます。

4 精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度末の精神病床長期（1年以上）入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）。

項 目	数 値(人)		
		65 歳以上	65 歳未満
精神病床における長期入院患者の地域移行数	2	1.1	0.9

第4章 障がい児支援の提供体制に係る事項

(各年度における障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策)

1 障がい児支援の種類ごとの実施に関する考え方

(1) 障がい児支援サービスの充実

障がい児の成長を促すために必要なサービス等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置）について、サービスを充実していきます。

また、今後想定されるニーズに応じたサービスが受けられるよう町内外の関係機関との調整を図るとともに、相談支援体制を整備することでより効果的な支援を行えるようにします。

■サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児 童 発 達 支 援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学時を通わせて、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等必要な支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援について、居宅に訪問して提供します。
障 が い 児 相 談 支 援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、支援利用計画を作成するとともに、通所事業者等との連絡調整を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するために、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

2 障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み

(1) 障がい児通所支援の見込量

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」に分類されるサービスの推計については、現在の利用状況を勘案して推計。

(1ヶ月あたりの延利用日数)

サービス種別	単位	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人	4	2	3	5
	人日分	7	8	10	21
放課後等デイサービス	人	6	8	10	12
	人日分	81	103	165	205
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	3
医療型児童発達支援	人	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	5
居宅訪問型児童発達支援	人		0	0	1
	人日分		0	0	3

(2) 障がい児相談支援の見込量

現在の障がい児通所支援の利用状況を勘案して推計。

(1年あたりの利用人数)

サービス種別	単位	29年度	30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	人	19	24	30	36

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(配置人数)

サービス種別	単位	29年度	30年度	31年度	32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人		0	0	1

3 障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスについて今後も利用者の増加が見込まれることから、様々なニーズにも対応できるよう提供体制の整備に努めていきます。

第5章 朝日町の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

(1) 施策推進の方向

障がい者がその能力及び適性に応じ、自立した生活ができるよう、利用者の状況に応じた事業が実施できる体制を整備、推進します。

(2) 県の地域生活支援事業との役割分担

県の地域生活支援事業は、専門性が高く、広域的な取組みが必要な事業、人材育成を中心に行い、町における地域生活支援事業は、地域生活に関する一般的な支援を行います。

2 地域生活支援事業の内容及び量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる社会的障壁を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業の実施について取り組んでいきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供等の支援をしていきます。

(3) 相談支援事業等

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行い、また、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整をし、障がい者等の権利擁護のために必要な支援をします。

事業名	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
(3)相談支援事業等					
① 障がい者相談支援事業	3	3	3	3	実施箇所数
基幹相談支援センター	無	無	無	無	西村山地域自立支援協議会にて設置について協議します
② 市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	専門的職員による相談支援機能の強化を図ります
③ 住宅入居等支援事業	実施無し	実施無し	実施無し	実施無し	必要性に応じて考慮し、実施について検討します

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有益と認められる知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度の利用に係る負担が困難な者に対し、その費用を助成することにより成年後見制度の利用を支援します。

	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
成年後見制度利用支援事業	0	0	1	1	年間の利用者数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築について取り組んでいきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣・設置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

(単位：回数)

	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
手話通訳者	0	2	3	5	年間利用見込み件数
要約筆記者派遣事業	0	1	2	3	年間利用見込み件数
手話通訳者設置事業	0	1	2	2	年間実設置見込者数

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜を図ります。

(単位：人)

	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
① 介護訓練支援用具	0	1	2	2	支給対象者数
② 自立生活支援用具	0	1	2	3	
③ 在宅療養等支援用具	3	2	3	4	
④ 情報・意思疎通支援用具	1	1	2	2	
⑤ 排泄管理支援用具	15	15	16	17	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	1	

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行うことを、周辺市町との連携も考えながら取り組んでいきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域生活における自立生活及び社会参加を促進します。

	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
ア 個別支援型	3	4	5	6	実利用者数
	14H	20H	30H	48H	延利用時間 (H30)1 時間×年 5 回×4 人 (H31)1 時間×年 6 回×5 人 (H32)1 時間×年 8 回×6 人
イ グループ支援型	17	40	60	60	実利用者数
	7H	16H	32H	48H	延利用時間 (H30)8 時間×年 2 回 (H31)8 時間×年 4 回 (H32)8 時間×年 6 回
ウ 特別支援学校への 通学支援	5	6	7	8	実利用者数

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、地域活動支援センターの機能を充実させ、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
基礎的事業	(1)	(1)	(1)	(1)	設置数 共同で実施する場合はかつこ書き 「ういんず」へ委託
	2	2	3	3	実利用者数
機能強化事業	(1)	(1)	(1)	(1)	設置数 共同で実施する場合はかつこ書き 「ういんず」へ委託
	2	2	3	3	実利用者数

(11) その他の事業

① 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的としています。

29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
0	0	1	1	実利用者数

② 訪問入浴サービス事業

居宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴サービスを提供することにより、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、地域においての生活を支援します。

29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
0	0	1	2	実利用者数

③ 日中一時支援事業

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
0	1	2	2	活動の場の数
0	1	3	3	実利用者数

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

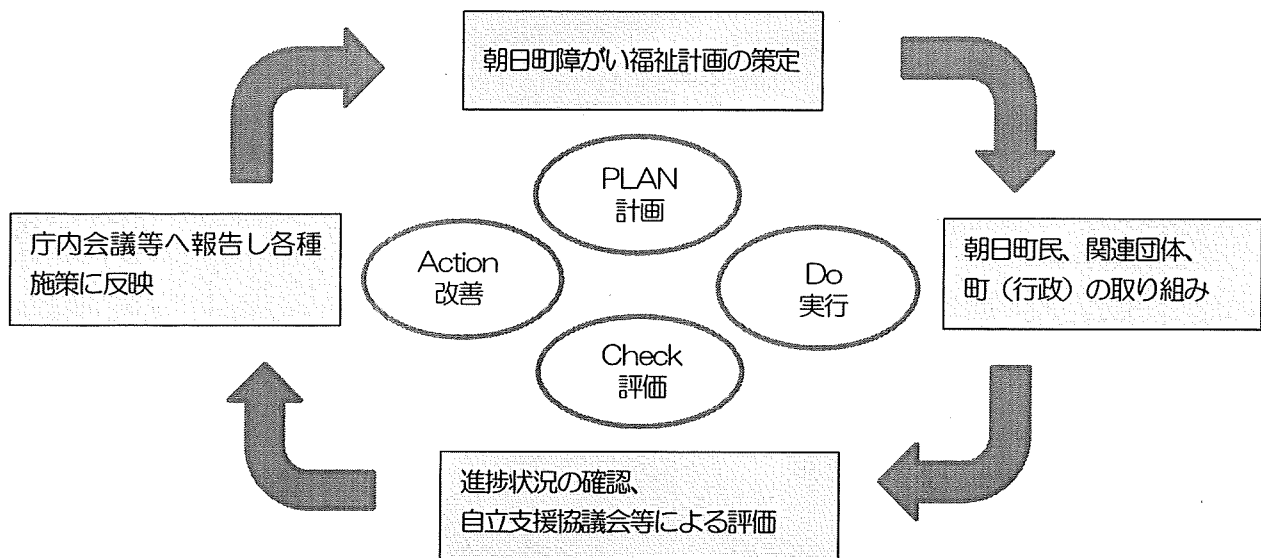
29年度	30年度	31年度	32年度	備 考
0	1	1	1	実利用者数

3 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

これまで実施してきた事業を継続するとともに、未実施の事業についても地域の実情、利用者の状況等に合わせて検討し、地域生活支援事業の更なる充実を図ります。相談支援については障がい者等を支えるネットワーク構築のため、自立支援協議会にて中立・公平な相談支援事業のほか地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進し、相談支援事業を効果的に実施していきます。なお、その他の事業についても障がいのある方が生きがいをもって地域で自立した日常生活を送ることができるよう、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

第6章 計画達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量や地域生活及び一般就労への移行が進んでいるか等の状況について、障がい者施策の動向を踏まえながら点検、評価していきます。また、自立支援協議会において意見を求めながら、その結果に基づいて次年度以降の対策をPDCAサイクルに沿って検討・実施します。



第5期朝日町障がい福祉計画
第1期朝日町障がい児福祉計画

(平成30年3月)

〈 編集・発行 〉 山形県朝日町健康福祉課

〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地

電話 0237 (67) 2156